

令和2年4月8日
日本下水道事業団

職員の処分について

1. 事案の概要

当事業団関東・北陸総合事務所に在職する者が、令和元年8月から欠勤を繰り返していたため、産業医の受診を命令し、勤務に支障がない旨の診断を受け一度復職したものの、令和2年2月末から3月上旬にかけての4日間及び3月中下旬の3日間に、再度欠勤したことから、令和2年4月6日付けで処分を行いました。

2. 処分内容

「停職1月」